

## USPTO、AI の利用拡大が及ぼす特許性判断への影響について意見募集を実施

2024 年 5 月 6 日  
JETRO NY 知的財産部  
蛭田、田畑

USPTO は、4 月 30 日付の官報<sup>1</sup>において、AI の利用拡大による影響について、①先行技術の判断、②当業者の評価、③特許性の審査基準等を対象とする意見募集を開始した。

USPTO は、これまでの学术界・産業界・政府機関とのパートナーシップ (AI and Emerging Technologies Partnership) において、AI の利用拡大を背景とした、先行技術や当業者の考え方に関する議論を行っていた。

今般の意見募集では、次の観点に関する意見が求められている。

### <先行技術の判断>

- 特許法 102 条（新規性要件）は、先行技術文献が自然人によるものであることを求めているか。
- AI 生成の先行技術を USPTO の審査に利用できるか。また、それらの先行技術は一般に入手可能であるか。
- 当事者は、先行技術文献が AI 生成物であることを開示する必要があるか。
- AI 生成物とそれ以外とを区別して評価する必要があるか。
- 特許性の判断において必要な AI 生成の先行技術の量はどの程度か。

### <当業者>

- 当業者は自然人でなければならないか。また、AI ツールの利用が当業者のレベルの評価に影響するか。
- USPTO は特定の技術分野で利用される一般的な AI ツールを特定すべきか。
- AI ツールは、当業者の技術常識や技術用語の理解に影響を及ぼすか。
- AI ツールの利用により、自明性に関する判断が変化し得るか。
- AI の最新の学習により、当業者の評価が変化し得るか。
- AI ツールの利用により、記載要件に関する判断が変化し得るか。

### <ガイダンス又は法令の変更の必要性>

- 先行技術や当業者の評価に有用な USPTO のガイダンスは何か。
- 上述の観点の他に USPTO の特許性判断に影響を及ぼす要素があるか。
- 他国・地域の法令や実務で参考にするべきものがあるか。
- 特許法の改正が必要か。必要だとすれば、どのような改正か。

USPTO は規則案に対する意見を 7 月 29 日まで受け付けている。

(以上)

---

<sup>1</sup> Request for Comments Regarding the Impact of the Proliferation of Artificial Intelligence on Prior Art, the Knowledge of a Person Having Ordinary Skill in the Art, and Determinations of Patentability Made in View of the Foregoing